

情報取扱責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

TDnetにおける公開項目の変更について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、会社情報の適時開示及びTDnetの運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当取引所では、買収防衛策の導入及び定款の変更に係る適時開示制度の整備（平成18年5月1日実施：平成18年4月28日付上場会社代表者あて通知（名証自規第355号）参照）、並びに、会社法の施行等に伴う適時開示制度の整備（平成18年5月1日実施：平成18年4月28日付上場会社代表者あて通知（名証自規第356号）参照）に係る対応として、本年5月1日から、下記のとおり、TDnetの公開項目の変更を行いましたので、お知らせいたします。

敬 具

記

1. 買収防衛策の導入等の開示に係る変更点

これまで、買収防衛策の導入等に係る開示の際のTDnetの公開項目については、それぞれ適時開示規則に定める開示項目に対応する公開項目（新株又は新株予約権の発行を行うことの決定を伴うものである場合は「株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し」¹、新株又は新株予約権の発行登録を行うことの決定を伴うものである場合は「発行登録及び需要状況調査の開始」、その他の事項の決定を伴うものである場合は「その他の開示事項」²など）を選択していただいておりますが、今般、新たに、買収防衛策に関する包括的な公開項目として「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」を設けましたので、当該開示に際しては、これまでの公開項目（以下の2. 及び3. に掲げる見直しを行っております。）に加えて、「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」の公開項目も選択していただきますようお願いいたします（※）。

※ 「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」は、適時開示規則に定める開示項目ではありませんので、該当する適時開示規則に定める開示項目に対応する公開項目をご選択の上、あわせて「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」の公開項目を選択していただきますようお願いいたします（「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」のみの選択による開示はできません。）。

1 会社法の施行等により、公開項目名称が「発行する株式、処分する自己株式、新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」となります（「3. 会社法の施行等に係る変更点」参照）。

2 5月1日より、公開項目名称が「その他の決定にかかる開示事項」に変更となります。

＜公開項目の選択例＞

① 新株又は新株予約権の発行を伴う買収防衛策の導入等の場合

「株式、自己株式、新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」(又は「株式無償割当て又は新株予約権無償割当て」)と「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」の2つの公開項目を選択（同時に、定款の変更を行う場合には、上記公開項目に加えて、「定款の変更」も選択してください。）

② 事前警告型の買収防衛策や条件決議型の買収防衛策の導入など、導入時点では新株又は新株予約権の発行を伴わない買収防衛策の導入等の場合

a 新株又は新株予約権の発行登録を伴う場合

「発行登録及び需要状況調査の開始」と「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」の2つの開示項目を選択（同時に、その他の買収防衛策に係る事項（大規模買付ルール等）を開示される場合には、上記公開項目に加えて、「その他の決定事実にかかる開示事項」も選択してください。）

b 定款変更を伴う場合

「定款の変更」と「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」の2つの開示項目を選択（同時に、その他の買収防衛策に係る事項を開示される場合には、上記公開項目に加えて、「その他の決定事実にかかる開示事項」も選択してください。）

c その他の場合

「その他の決定事実にかかる開示事項」と「買収防衛策の導入・発動・変更・廃止」の2つの開示項目を選択

※ このほかにも、適時開示規則に定める開示項目として該当するものがある場合には、対応する公開項目を選択してください。

2. 定款変更の開示に係る変更点

適時開示規則の改正により、本年5月1日以後、上場会社の業務執行決定機関が「定款変更」を決定した場合、適時開示を行わなければならないこととしております。これまでは、当該定款変更の開示の際の公開項目としては、暫定的な対応として、「その他の開示事項」を選択していただいておりますが、今般、新たに「定款の変更」の公開項目を設けましたので、当該開示に際しては、「定款の変更」を選択いただきますようお願いいたします。

3. 会社法の施行等に係る変更点

会社法の施行等に伴う適時開示規則上の開示項目の整理を受けて、名称の変更等、公開項目の見直しを行っております。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174
E-mail：syoken@nse.or.jp